

# 大阪府立病院機構 大阪母子医療センター

## 子どもの適切な意思決定支援に関する指針

### 1. 基本指針

当センターでは、いずれの病期かにかかわらず、すべての子どもがその子らしく過ごせるように、多職種から構成される医療・ケアチームで、子どもとその家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、子どもの最善の利益をもとめて意思決定を目指すことに努める。

### 2. 当センターにおける医療・ケアのあり方に関する考え方

- (1) 最新の医学に関する情報および本人の個別の病状に基づき、現在の病期や今後の見通しなどについて多職種により評価・共有および協議した上で、医学的事実に基づいた妥当な治療方針を検討する。
- (2) 医療・ケアチームは子どもや家族が望む治療やライフプランを十分に話し合い共有し、治療方針に反映する。
- (3) 子どもおよび家族等は、医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、その子らしい意思決定を基本としたうえで治療方針を協同で決定し、今後の医療・ケアを医療・ケアチームと共に進める。
- (4) 決定した治療方針であっても、子どもや家族の思い、病状の変化に基づいてその都度見直すことができるよう、繰り返し話し合いを行う。
- (5) 疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、子ども・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行う。

### 3. 当センターにおける医療・ケアの方針に関する意思決定の進め方

- (1) 子どもの意思を尊重した意思決定を可能な限り進めるために、子ども自身が話し合いに参加できるようにする。
- (2) 子どもが言葉で意思を表明できない時は、言葉以外の表出から子どもの意向を汲み取るように努める。
- (3) 子どもの状態に応じた医学的な検討を重ねつつ、子どもおよび家族等の意向が適切に表出されるよう、医師および医療従事者から適切な情報の提供と説明をおこなう。
- (4) 子どもの最善の利益を基本として、子ども・家族と多職種からなる医療・ケアチームで十分に話し合い、意思決定をすすめていく。

- (5) このプロセスは、時間の経過、心身の状態の変化、医学的状態の変化に応じて繰り返し行う。
- (6) 話し合った内容は、その都度、診療録に記載しておくものとする。

※本指針の対象は、年齢、発達段階に関わらず全ての子ども

#### 附 則

この指針は、令和7年5月26日から施行する。